

試験問題 (解答時間 50 分) (100 点)

消費税法

問 1

次の調整対象固定資産に係る税額調整を説明した文章に関して から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計20点)

(1) 要件

- ① において調整対象固定資産につき、次のいずれかの方法により仕入れに係る消費税額を計算していること
- (イ) の全額を控除する方法
- (ロ)
- ② 第3年度の課税期間末においてその調整対象固定資産を していること
- ③ 課税売上割合の があること
- (イ) 仕入れに係る消費税額に加算する場合
次のいずれの要件も満たす場合をいう。
- ① $\frac{\text{F} - \text{G}}{\text{G}}$ の課税期間における課税売上割合
- ② $\frac{\text{F} - \text{G}}{\text{G}}$ の課税期間における課税売上割合
- (ロ) 仕入れに係る消費税額から控除する場合
次のいずれの要件も満たす場合をいう。
- ① $\frac{\text{G}}{\text{G}}$ の課税期間における課税売上割合 -
- ② $\frac{\text{G}}{\text{G}}$ の課税期間における課税売上割合 -

~ に入るべき語句

1. 個別対応方式	2. 一括比例配分方式	3. 比例配分法
4. 仕入れ等の課税期間	5. 仕入れ等	6. 資産の譲渡等
7. 譲渡等	8. 保有	9. 転用
10. 著しい低下	11. 著しい変動	12. 課税仕入れ等の税額

~ に入るべき語句

1. 通算課税売上割合	2. 平均課税売上割合	3. 第3年度
4. 仕入れ等	5. 資産の譲渡等	6. 5%
7. 10%	8. 50%	9. >
10. \geq	11. <	

問2

下記の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、TKC「消費税課税区分基準書」に基づき課税区分を解答欄の選択肢から選び、計上金額については解答欄に数値を入力しなさい。

当社は「税抜処理、本則課税、個別対応方式」を採用しているが、TKCシステムを利用しているので、仮受消費税等及び仮払消費税等は自動計算される。

なお、課税仕入れに該当する取引は、特に記載するものを除き、すべて適格請求書発行事業者からの仕入れによるものとし、課税区分は1、11、12、2、3、4、5、51、6、7、0以外は使用しないこととする。課税区分基準書は画面左の参考資料を確認すること。(計16点)

1. 個人事業者が商品を家事消費した。(通常販売価額420,000円、仕入価額320,000円)
2. 法人が通常販売価額630,000円(仕入価額378,000円)の商品を同業者との間で、他の商品(通常販売価額520,000円)と交換した。
 なお、その際に、金銭の授受を伴わなかったが、適正に会計処理している。
3. 法人所有の土地を売却し、売買委託手数料を差し引いた残額を現金で受け取った。
 (帳簿価額6,000,000円、売却価額5,000,000円、売買委託手数料231,000円)
4. 法人が子会社に機械(帳簿価額15,000,000円)を出資し、子会社株式(時価14,000,000円)を取得した。
 なお、その際に、金銭の授受を伴わなかったが、適正に会計処理している。
5. 法人がその会社の役員に対し商品を贈与した。(通常販売価額800,000円、仕入価額350,000円)

問題番号	取引内容	課税区分	計上金額
1	個人事業者が商品を家事消費	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>
2	商品の交換による同業者への法人所有の商品の譲渡	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>
	商品の交換による同業者からの他の商品の取得	<input type="text" value="E"/>	<input type="text" value="F"/>
3	法人所有の土地を売却	<input type="text" value="G"/>	<input type="text" value="H"/>
	差し引かれた売買委託手数料	<input type="text" value="I"/>	<input type="text" value="J"/>
4	子会社に機械を現物出資	<input type="text" value="K"/>	<input type="text" value="L"/>
	現物出資により子会社株式を取得	<input type="text" value="M"/>	<input type="text" value="N"/>
5	法人がその会社の役員に対して商品を贈与	<input type="text" value="O"/>	<input type="text" value="P"/>

< 参考資料 >

課税区分一覧

	課税 区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	11	課税売上げに係る対価の返還
	12	課税売上げに係る貸倒れ
	2	輸出売上げ（課税品の輸出等）
	3	非課税売上げ
	4	有価証券等の譲渡
仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	0	不課税取引（税外取引）

問3

次に掲げる取引について、国内取引に該当するものには○、該当しないものには×を選択しなさい。(計10点)

- (1) 内国法人が、インターネット回線を通じて国外の消費者に電子書籍を販売した場合
- (2) 外国人アーティストが、日本国内で公演を行った場合
- (3) 外国法人が、特許権（日本とアメリカで登録されている）を内国法人に譲渡した場合
- (4) 内国法人が、特許権（アメリカでのみ登録されている）を外国法人に貸し付けた場合
- (5) 内国法人が、外国債に係る利子を収受した場合

問 4

次の事例において、〔1〕～〔4〕の金額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、は解答欄の選択肢から選びなさい。なお、法人（事業年度はX1年4月1日からX2年3月31日までである。）であることを前提とし、支出交際費の額・棚卸資産・機械装置は全て課税仕入れ（適格請求書発行事業者から仕入れたものである。）となるもので税込金額とする。また、使途秘匿金となるものは含まれておらず、課税売上割合が95%未満の場合の控除対象仕入税額の計算は、一括比例配分方式によるものとする。（計14点）

支出交際費の額	棚卸資産	機械装置 1 台	経理処理	課税売上割合	課税売上高
440,000円	13,200,000円	10,000,000円	税抜経理	70%	5 億円以下

〔1〕 仮払消費税等

$$\boxed{} \text{円} + \boxed{} \text{円} + \boxed{} \text{円} = \boxed{} \text{円}$$

$$\boxed{} \text{円} \times \frac{\boxed{\text{A}}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{円}$$

〔2〕 控除対象消費税額等（課税売上割合70% ∴一括比例配分方式）

$$\boxed{\text{C}} \text{円} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{円}$$

$$\boxed{} \text{円} \times \boxed{} \% = \boxed{} \text{円}$$

〔3〕 控除対象外消費税額等

$$\text{〔1〕} - \text{〔2〕} = \boxed{\text{D}} \text{円}$$

〔4〕 繰延消費税額等

$$\boxed{} \text{円} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{\text{E}} \text{円}$$

$$\boxed{} \text{円} \times \boxed{\text{F}} \% = \boxed{} \text{円}$$

$$\boxed{} \text{円} - \boxed{} = \boxed{\text{G}} \text{円}$$

問5

次の〈資料〉により、次に掲げる各設問に答えなさい。

なお、消費税及び地方消費税の経理処理として税込経理方式を採用している。 (計12点)

〈資料〉

- (1) 個人事業者甲（開業以来課税事業者に該当する。以下「甲」という。）は、以前より課税物品販売業を行っていたが、乙株式会社（以下「乙社」という。）をX4年10月1日に資本金の額9,000,000円で設立し、それまで行っていた課税物品販売業はその設立以降乙社が行うこととなった。

なお、甲は、X4年9月30日をもって課税物品販売業を廃業し、乙社の取締役役に就任したうえで、乙社から役員報酬を收受することとしている。

- (2) 甲は、乙社を設立する際に、乙社に対して棚卸資産（仕入価額は1,700,000円であり、通常販売価額は2,200,000円である。）を仕入価額で譲渡し、また、営業用車両（帳簿価額は1,900,000円であり、時価は1,800,000円である。）及び備品（帳簿価額は37,000,000円であり、時価は30,000,000円である。）をそれぞれ帳簿価額で譲渡している。

- (3) 上記(2)以外の甲のX4年（自X4年1月1日 至X4年12月31日）の収入は、甲の課税物品販売業により生じた売上12,215,000円及び乙社から收受した役員報酬9,000,000円である。

また、乙社の設立課税期間（事業年度）はX4年10月1日からX5年9月30日までであり、設立課税期間における課税売上高は28,976,000円（うち、X4年10月1日からX5年3月31日までの期間における課税売上高は14,511,000円である。）であったが、当該設立課税期間においては、課税売上割合が95%以上となり、仕入控除税額を計算した結果、控除不足還付税額が生ずる見込みである。

- (4) 乙社の設立課税期間における所得税の課税対象となる役員報酬及び従業員給与手当の支給額の合計額は23,214,000円（うち、X4年10月1日からX5年3月31日までの期間における支給額は11,395,000円である。）であり、未払いのものは含まれていない。

- (5) 消費税法第12条の3（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）に関する事項について考慮する必要はなく、適格請求書発行事業者の登録は受けていない。

〔設問1〕

甲のX4年における消費税の課税標準額を求めなさい。

〔設問2〕

乙社が設立事業年度において控除不足還付税額の還付を受けるために必要である手続き及びその手続期限を簡潔に述べなさい。

〔設問1〕

〔課税標準額〕(千円未満切捨)

$$\boxed{A} \text{円} + \boxed{\quad} \text{円} + \boxed{\quad} \text{円} + \boxed{B} \text{円} = \boxed{\quad} \text{円}$$

$$\boxed{C} \text{円} \times \frac{\boxed{\quad}}{\boxed{\quad}} = \boxed{\quad} \text{円} \rightarrow \boxed{D} \text{円}$$

〔設問2〕

乙社が設立課税期間において控除不足還付税額の還付を受けるためには、 \boxed{E} を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

この場合、当該届出書の手続期限は、 \boxed{F} である。

問6

次の設問において、課税事業者であるA法人の当課税期間における「控除対象仕入税額」（割戻し計算により行うものとする。）を求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、・は解答欄の選択肢から選びなさい。

なお、A法人は税込経理を行っている。

また、課税仕入れに該当する取引は、特に記載するものを除き、全て適格請求書発行事業者からの仕入れによるものとする。(計12点)

〔設問〕

- (1) 課税仕入れの内訳（軽減税率に該当するものはない。）
- ① 課税売上げにのみ要するもの 54,350,000円
 - ② 非課税売上げにのみ要するもの 1,970,000円
 - ③ 共通して要するもの 3,250,000円
- (2) 当課税期間における課税売上割合は75%である。
- (3) 上記(1)③の課税仕入れは、課税売上割合に準ずる割合として、従業員数の割合により仕入控除税額を計算することについて、所轄税務署長の承認を受けている。
- (4) 従業員数の割合は、課税売上部門が150人、非課税売上部門が10人である。

〔設問〕

〔控除対象仕入税額〕

(1) 課税売上割合

75% < 95% ∴ 個別対応方式又は一括比例配分方式

(2) 個別対応方式

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{A}}{\text{ } \text{円}} = \text{ } \text{円}$$

② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{ } \text{円}}{\text{ } \text{円}} = \text{B} \text{円}$$

③ 共通して要する課税仕入れ等の税額

$$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{ } \text{円}}{\text{ } \text{円}} = \text{ } \text{円}$$

④ 仕入れに係る消費税額

$$\text{ } \text{円} + \text{ } \text{円} \times \frac{\text{ } \text{人}}{\text{C}} = \text{ } \text{円}$$

(3) 一括比例配分方式

① 課税仕入れ等の税額

$$\text{ } \text{円} + \text{ } \text{円} + \text{ } \text{円} = \text{D} \text{円}$$

$$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{ } \text{円}}{\text{ } \text{円}} = \text{ } \text{円}$$

② 仕入れに係る消費税額

$$\text{ } \text{円} \times \text{E} \% = \text{ } \text{円}$$

(4) (2) (3) ∴ 円

問7

下記の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、解答欄にTKC「消費税課税区分基準書」に基づき課税区分を選択しなさい。

なお、課税区分は、1、11、12、2、3、4、5、51、6、7、0以外は使用してはいけない。
(計16点)

〔設問〕 医療業を営む個人開業医の収入及び支出に関する事項

- (1) 個人開業医が福利厚生用として所有していたゴルフ会員権を売却した。
- (2) 外来の患者に対して健康保険法などの法令に基づく療養等としての資産の譲渡等を行ったことにより窓口負担額を収受した。
- (3) 外来の患者に対して健康保険法などの法令に基づく療養等によらず、全て自己負担での自由診療を行ったことにより自由診療報酬を収受した。
- (4) 保険診療を行った外来の患者からの求めに応じて診断書を作成し交付したことにより文書料を収受した。
- (5) 製薬会社より保険診療に係る特殊な治療用に使用する医薬品を購入した。
- (6) 製薬会社より保険診療の対象とはならない予防接種用のワクチンを購入した。
- (7) 前課税期間に自家用車両を購入したが、当課税期間に医療用車両に用途変更した。
- (8) 個人開業医が加入している医師会に対して通常会費を支出した。

課税区分一覧

	課税区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	11	課税売上げに係る対価の返還
	12	課税売上げに係る貸倒れ
	2	輸出売上げ（課税品の輸出等）
	3	非課税売上げ
	4	有価証券等の譲渡
仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	0	不課税取引（税外取引）

【令和7年度巡回監査士試験】消費税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	4. 仕入れ等の課税期間
第1問	B	12. 課税仕入れ等の税額
第1問	C	3. 比例配分法
第1問	D	8. 保有
第1問	E	11. 著しい変動
第1問	F	1. 通算課税売上割合
第1問	G	4. 仕入れ等
第1問	H	10. \geq
第1問	I	8. 50%
第1問	J	6. 5%
第2問	A	1
第2問	B	320,000
第2問	C	1
第2問	D	520,000
第2問	E	5
第2問	F	630,000
第2問	G	3
第2問	H	5,000,000
第2問	I	6
第2問	J	231,000
第2問	K	1
第2問	L	14,000,000
第2問	M	0
第2問	N	14,000,000
第2問	O	1
第2問	P	400,000
第3問	(1)	×
第3問	(2)	○
第3問	(3)	×
第3問	(4)	×
第3問	(5)	○

問題番号	解答欄	模範解答
第4問	A	10
第4問	B	$< 95\%$
第4問	C	23,640,000
第4問	D	644,727
第4問	E	909,090
第4問	F	70
第4問	G	272,727
第5問	A	1,700,000
第5問	B	12,215,000
第5問	C	52,815,000
第5問	D	48,013,000
第5問	E	消費税課税事業者選択届出書
第5問	F	× 5年9月30日
第6問	A	7.8
第6問	B	139,690
第6問	C	150人 + 10人
第6問	D	59,570,000
第6問	E	75
第6問	F	4,069,959
第7問	(1)	0
第7問	(2)	3
第7問	(3)	1
第7問	(4)	1
第7問	(5)	6
第7問	(6)	5
第7問	(7)	0
第7問	(8)	0